

令和2年第3回

# 長与町議会臨時会会議録

令和2年11月30日開会

令和2年11月30日閉会

長与町議会

令和2年第3回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年11月30日

本日の会議 令和2年11月30日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 中嶋敏純君	建設産業部長 日名子達也君
健康保険部長 志田純子君	総務課長 荒木秀一君
土木管理課長 山崎昇君	健康保険課長 小川貴弘君
教育長 勝本真二君	教育次長 山本昭彦君

会議録署名議員

4番 浦川圭一議員      5番 中村美穂議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 10時00分

散会 10時25分

令和2年第3回長与町議会臨時会  
議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月）  
午前10時開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	報告9	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
4	報告10	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
5	報告11	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
6	報告12	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
7	報告13	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
8	報告14	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
9	報告15	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
10	報告16	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
11	報告17	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
12	報告18	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
13	報告19	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
14	報告20	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
15	83	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
16	84	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
17	85	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	
18	86	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため、場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和2年第3回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、4番浦川圭一議員、5番中村美穂議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日の1日間と決定しました。

日程第3、報告9和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分への報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告9につきましては、所管をしております健康保険部長より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

それでは報告9和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告いたします。本報告は役場駐車場における職員の物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年10月28日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、個人情報に考慮し氏名等を黒塗りしております。事故の概要ですが、令和2年8月19日14時43分役場駐車場において、公用車を車庫棟にバックで駐車するため相手車両の左側空き駐車場へ公用車を前進させたところ、前方確認を怠り相手車両の左後方部と公用車の右前方部を接触させてしまい、バンパーを破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し双方とも一切異議、請求の申し立てを行わないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は、損害額の10割相当額の5万1,150円でございます。職員に対しましては日頃より交通法規の遵守、安全運転の徹底について指導を行っているところでございますが、引き続き指導を行い、安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第4、報告10和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてから日程第14、報告20和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてまでの11件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告10から20につきましては、所管をしております建設産業部長より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは、報告10から20までの和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして報告をいたします。本報告は、岡岬町営住宅駐車場敷地内で発生した物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要でございますが、令和2年9月7日午前、台風10号の強風により岡岬町営住宅A棟の屋根瓦と木材が岡岬町営住宅駐車場に飛散し、停めてあった契約車両の一部を破損させたものでございます。その後相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し双方とも一切異議、請求の申し立てを行わないことを確認するものでございます。それでは、和解による専決処分日及び損害賠償の額につきまして、報告10より順番に報告をさせていただきます。報告10専決処分日令和2年11月4日、損害賠償額33万4,000円でございます。報告11専決処分日令和2年11月6日、損害賠償額33万7,172円でございます。報告12専決処分日令和2年11月9日、損害賠償額8万3,149円でございます。報告13専決処分日令和2年11月9日、損害賠償額90万円でございます。報告14専決処分日令和2年11月9日、損害賠償額16万3,031円でございます。報告15専決処分日令和2年11月9日、損害賠償額29万9,410円でございます。報告16専決処分日令和2年11月13日、損害賠償額75万5,580円でございます。報告17専決処分日令和2年11月19日、損害賠償額20万970円でございます。報告18専決処分日令和2年11月19日、損害賠償額28万5,626円でございます。報告19専決処分日令和2年11月19日、損害賠償額8万916円でございます。報告20専決処分日令和2年11月19日、損害賠償額17万1,965円でございます。なお、屋根瓦の損傷箇所につきましては、飛散防止や防水などの応急措置を完了し、現在復旧に向け設計を行っている状況でございます。今後も管理を徹底し再発防止に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第15、議案第83号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第18、議案第86号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題とします。ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第83号から第86号につきまして提案理由を申し上げます。議案第83号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第84号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第85号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては関連しますので、まとめて御説明を申し上げます。本議案は、町議会議員及び三役の期末手当の支給割合につきまして、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて改正を行うものでございます。第1条におきましては、期末手当の支給割合を0.05月分引き下げ、総支給割合を3.35月分とするものでございます。第2条におきましては、6月及び12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の167.5に改めるものでございます。附則におきまして、本条例の第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしておるところでございます。

続きまして、議案第86号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、令和2年10月7日の人事院勧告では民間給与との較差を埋めるため、期末手当の支給割合を0.05月分引き下げる勧告がなされております。長崎県人事委員会におきましても同様の勧告がなされておりました。本議案はこれらの勧告に準じ条例改正を行うものでございます。第1条は、第17条第2項及び第3項の改正により職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げ、令和2年12月1日から適用するものでございます。これにより再任用を除く一般職員の場合、期末勤勉手当の総支給割合が4.45月分となります。第2条は期末手当の総支給割合を平準化するため、6月及び12月期の配分を改めるものでございます。附則におきまして本条例の第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上が議案第83号から第86号までの提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。まず、議案第83号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第84号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第85号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第86号についての質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

町職員の期末手当の削減を提案されたわけですが、これに伴う削減額の総額はどれくらいになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

職員の影響額ということで、およそ444万円を見込んでおります。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第83号から86号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号から86号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第83号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第83号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第84号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第85号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

#### ○12番(河野龍二議員)

議案第86号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場から討論を行います。今回の人事院勧告は、コロナ禍の下、景気が低迷し民間給与の減少に伴い公務員の期末手当の削減が提案されたものであります。確かに各種報道でも民間の給料が下がった、期末手当が無くなったなどの報道がされております。そうした方々は大変厳しい生活を余儀なくされると思います。一方政府は、コロナ感染を防止させるのではなく、拡大させる施策を講じているとしか思えません。G o T oキャンペーンなどで景気を促すのではなく、本当に困るところに十分な施策を講じるべきだと私は思います。そもそも景気を止めてはならない、経済を止めてはならないと言いながらこのような施策を打ち出しながら、公務員の期末手当の削減は景気を冷え込ませるのは明らかであります。景気が下がり始めたのも消費税10%増税の影響も考えられます。「民間の給与が減少したから公務員も下げて当然」こうした声も聞かれますが、私は住民の皆さんと公務員がこのような対決構図になるのは避けるべきだと思います。公務員の給与や手当の評価の判断は大変難しいと思います。しかし、コロナ禍の下で住民生活を支えようと様々な給付制度や支援制度の手続きや作業を行う公務員がいたからこそ、こうした制度が成り立っています。また本町にはおりませんが、例えば公立病院の看護師、医師等々も今の大変厳しい状況の中で、自らの命を削りながらもこうした作業を行っております。感染症防止対策も職員の献身的な業務があったからこそ維持されているのではないかと思います。このような状況を評価せず、民間が下がれば当然の判断は受け入れられません。民間の期末手当、また給与を下げざるを得ない状況を作り出した政府こそ責任があると思います。以上の理由から本議案に反対いたします。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。



次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第86号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで令和2年第3回長与町議会臨時会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

(閉会 10時25分)